

告示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年四月十七日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
鳩山町	令和二年六月九日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	鳩山町役場北側（屋根付き）駐車場
小川町	令和二年六月十日及び同月十一日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	小川町役場北側公用車駐車場
滑川町	令和二年六月十二日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	滑川町コミュニティセンター駐車場
毛呂山町	令和二年六月十六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	毛呂山町役場来客駐車場
嵐山町	令和二年六月十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	嵐山町健康増進センター西側駐車場

入間市	鶴ヶ島市	三芳町	川島町	吉見町	日高市	飯能市				
令和二年七月九日	令和二年七月七日	令和二年七月六日	令和二年七月三日	令和二年七月二日	令和二年七月一日	令和二年六月二十四日から同月二十六日まで	令和二年六月二十三日	令和二年六月二十二日		
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	
藤沢公民館駐車場	鶴ヶ島市役所来庁者用駐車場	三芳町役場第一駐車場	川島町コミュニティセンター前駐車場	吉見町役場駐車場	日高市役所車庫倉庫棟	飯能市役所駐車場	吾野地区行政センター駐車場	原市場地区行政センター駐車場	名栗地区行政センター駐車場	名栗地区行政センター

東松山市	令和二年七月二十九日		及び同月二十八日	坂戸市	令和二年七月二十日か ら同月二十二日まで		ときがわ町	令和二年七月十七日		令和二年七月十日	
	午前十時から正午 まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東金子公民館駐車 場	
東松山市	令和二年七月三十日		及び同月二十八日	坂戸市	令和二年七月十六日		ときがわ町	令和二年七月十五日		令和二年七月十三日	
	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午後一時から三時 まで			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東金子公民館駐車 場	
東松山市	令和二年七月二十九日		及び同月二十八日	坂戸市	令和二年七月二十日か ら同月二十二日まで		ときがわ町	令和二年七月十七日		令和二年七月十日	
	午前十時から正午 まで	午後一時から三時 まで			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東金子公民館駐車 場	
東松山市	令和二年七月三十日		及び同月二十八日	坂戸市	令和二年七月十六日		ときがわ町	令和二年七月十五日		令和二年七月十三日	
	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午後一時から三時 まで			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東金子公民館駐車 場	